

**「第三セクター等経営健全化指針」・・・自治体間連携と第三セクター**

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が総務省自治財政局から今年8月5日に提示されている ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei06\\_02000082.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000082.html))。この指針では、地方自治体による自立的な財政健全化への取組みをさらに進めることと同時に、第三セクター等の新たな活用に関する内容が示されている。その活用は、「人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化、国・地方を通じた厳しい財政状況を始めとする現下の社会経済情勢においては、単独の地方公共団体が自ら直接に事務事業を執行する手法のみによっては、地域住民が必要とする住民サービスの提供、施策の展開等が困難となってきた。地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保等が強く期待されるとともに、行政が担うべき分野全般においても、より効率的な業務の執行が求められている。公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、これらの課題を克服していく上で、有効な手法となる場合がある。」とし、第三セクター等に対する財政規律面からの否定的な視点だけでなく、地方自治体間連携等の受け皿としてより積極的に活用する側面も重視している。

具体的には「現状では、第三セクター等は、複数の地方公共団体がそれぞれの区域を超えて共同で事業を実施するための簡便で有効な手法の一つである。第三セクター等を活用した場合には、一部事務組合や広域連合等の他の広域的な枠組みと比べて、広域的な事業の開始（第三セクター等の設立）と終了（第三セクター等の解散）が簡便な手続きで行うことができること、事業の運営の多くが第三セクター等の自主性や関係者の合意等に委ねられていること等により、事業を機動的、弾力的に行うことが可能である。」としている。日本の地方自治体間連携にも過疎集落単位から政令指定都市を中心とするより広域の圏域を対象とするなど、規模に応じた階層的体系があるように、欧米・アジアにおいても様々な規模・形態の地方自治体間連携、都市地域圏、すなわちシティリージョンの形態がある。日本における「定住自立圏構想の推進」、「地方中軸拠点都市圏の形成」の政策は、中核都市から50～200キロ程度の距離の地方自治体が経済社会面の政策展開・サービス提供面で圏域として連携・連担の有機的ネットワークを形成する形態が基本となっている。こうしたシティリージョンの担う業務の受け皿としての第三セクターの活用がひとつの選択肢となる。

さらに指針では、「民間企業の立地が期待できない地域（特に、中山間地域、離島等）においては、第三セクター等は、産業振興、地域活性化等に取り組むための有効な手法となる場合がある。民間の資金やノウハウを適切に活用し、地域の特産品の製造・販売、観光施設等の経営、地域おこしに関わるイベントの企画等に取り組むことが考えられ、また、収益を住民サービスに還元することも可能である。初期投資（イニシャルコスト）等は地方公共団体が負担しながらも、第三セクター等が経営の安定により地方公共団体の関与・支援を必要としなくなった場合には、地方公共団体との関係を解消（地方公共団体の出資の返還、保有株式の買い取り等）するなど、第三セクター等という手法を法人が自立的な運営が可能となるまでの過渡的な事業手法として取り扱うことも可能である。」としている。初期投資の大きさから民間企業が関与できない場合、すなわち民間企業だけではいわゆる「死の谷」を克服できない場合、地方自治体が初期コストを負担し第三セクター等の経営が本格化した段階で、民間としての自立性を確保する形態である。

そして、「まちづくり、福祉、インフラの提供、地域活性化等の事業について、第三セクター等が民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法で行政の補完・代行機能を果たすことにより、地方公共団体が直接実施するよりも効率的に、或いはユニークな形で行うことが可能となる場合がある。特に、公共施設、インフラ等の維持・管理、運営等については、地方公共団体が直接実施するよりも、第三セクター等が事業を行うことにより、効率化が図られ、新たな価値が生み出される事例が見受けられるところである。」としている。